教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成26年９月８日　　北海道教育委員会

１　取上げ処分した免許状

氏名　川原　紀彦　本籍地　北海道

⑴　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

①　小学校教諭１種免許状、平３小１第179号、北海道教育委員会、平成４年３月15日

②　中学校教諭１種免許状、理科、平３中１第392号、北海道教育委員会、平成４年３月15日

③　高等学校教諭１種免許状、理科、平３高１第453号、北海道教育委員会、平成４年３月15日

④　高等学校教諭１種免許状、情報、平12高１第0310号、北海道教育委員会、平成13年１月26日

⑵　取上げ年月日　平成26年７月15日

２　取上げ処分した免許状

氏名　田渕　雄平　本籍地　北海道

⑴　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

①　中学校教諭１種免許状、理科、平10中１第1791号、北海道教育委員会、平成11年３月29日

②　中学校教諭専修免許状、理科、平11中専第74号、北海道教育委員会、平成12年３月15日

③　高等学校教諭１種免許状、理科、平10高１第2645号、北海道教育委員会、平成11年３月29日

④　高等学校教諭１種免許状、情報、平16高１第0198号、北海道教育委員会、平成16年12月２日

⑤　高等学校教諭専修免許状、理科、平11高専第161号、北海道教育委員会、平成12年３月15日

⑵　取上げ年月日　平成26年７月11日

３　取上げの事由　以上、１～２は、教育職員免許法第11条第１項該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条第３項の規定により、次の免許状取上げ処分を行った。

平成26年９月８日　　長野県教育委員会

１　本籍地、氏名　長野県、小室　邦夫

２　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日

⑴　小学校教諭二級普通免許状、昭55小二普第17号、昭和55年10月31日

⑵　中学校教諭一級普通免許状（社会）、昭57中一普第56号、昭和57年12月31日

⑶　高等学校教諭二級普通免許状（社会）、昭57高二普第53号、昭和57年12月31日

３　授与権者　長野県教育委員会

４　取上げ年月日　平成26年８月22日

５　取上げの事由　教育職員免許法第11条第３項該当

公示送達

釜石都市計画鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知について送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告します。

平成26年９月８日

釜石都市計画鵜住居地区

被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　釜石市

代表者　釜石市長　野田　武則

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　東京都荒川区南千住三丁目25番６号第一幸楽荘

氏名　佐々木立夫

２　通知の内容

文書番号　釜鵜区第122号―381

平成26年６月30日

従前の土地

町名及び字名　鵜住居町第13地割

地番　５番６

地目　宅地

登記地積　243.21㎡

基準地積　243.21㎡

仮換地

街区番号　18街区

画地番号　７画地

地積　227㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成26年７月14日

注意

１　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、または収益することができません。

２　別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、または収益することができません。

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に釜石市を被告として（訴訟において施行者の代表するものは市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十六年五月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年九月八日

群馬県沼田市利根町大原一五〇七―一一

有限会社青木設備

代表清算人　青木　等

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月八日

東京都荒川区南千住三丁目25番６号第一幸楽荘

清算人　佐々木立夫

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月八日

東京都新宿区新宿一丁目九番一号

IMOVIDA INVESTMENT

代表清算人　孫　蕊

解散公告

当社は、平成二十六年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

南青山リテール特定目的会社

代表清算人　小林　大輔

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月八日

千葉県鴨川市横渚二七七番地六

特定非営利活動法人生活情報推進ネットワーク

清算人　久保　忠一

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月八日

東京都新宿区新宿一丁目九番一号

INTERNATIONAL STAR MEN

代表清算人　孫　蕊

第21期決算公告

平成26年９月８日

山形県酒田市二番町12番26号

株式会社酒田クィーンダンススクール

代表取締役社長　奥山　利昭

貸借対照表の要旨

（平成26年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	139
	固定資産	50,626
	合計	50,765
負債及び純資産の部	流動負債	403
	固定負債	46,577
	株主資本金	3,785
	利益剰余金	18,000
	その他利益剰余金	△14,215
	合計	△14,215
		50,765

（注）当期純損失　369千円